



宮 崎 県 公 報

平成30年7月3日(火曜日)号外 第28号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例…………… (総合政策課) 2	選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例…………… (市町村課) 4
○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 2	○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (“) 5
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (“) 3	○病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例…………… (医療業務課) 6
○宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における	○宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例… (都市計画課) 9
	○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (病院局) 10

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例 (条例第34号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県総合計画審議会の調査審議の充実を図るため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第35号)

1 改正の理由及び主な内容

不動産の取得に係る申告書の提出期限を延長する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第36号)

1 改正の理由及び主な内容

地域再生法に基づく県税の不均一課税を行った場合における地方交付税の減収補てん措置が延長されたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (条例第37号)

1 改正の理由及び主な内容

公職選挙法の改正に伴い、ビラの作成に係る公費負担について所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年3月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第38号)

1 改正の理由及び主な内容

医療法及び医療法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第39号)

- 1 改正の理由及び主な内容
医療法等の改正に伴い、療養病床における看護師等の人員配置を緩和する措置が講じられている病院又は診療所について、当該措置の適用を受ける期間を延長する等、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 改正の理由及び主な内容
屋外広告物法の改正に伴い、広告物等の表示又は設置を禁止する地域に田園住居地域を加える等、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 改正の理由及び主な内容
県立病院の初診加算料の上限額を改める等、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成30年10月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第34号

宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例

宮崎県総合計画審議会条例（平成18年宮崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験を有する者 15人以内</u></p> <p>(2) <u>県議会議員のうちから互選された者 5人以内</u></p> <p>(3) <u>市及び町村の代表者 各1人以内</u></p> <p>2 前項第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、<u>学識経験を有する者、市及び町村の代表者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。</u></p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の宮崎県総合計画審議会条例第4条第1項の規定により委嘱されている宮崎県総合計画審議会の委員の任期は、この条例による改正後の宮崎県総合計画審議会条例第4条第2項の規定にかかわらず、平成30年6月30日までとする。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第35号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第17条 削除 第18条 削除 第19条 削除</p> <p>(不動産の取得に係る申告又は報告の義務)</p> <p>第38条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 法第73条の4から法第73条の7までの規定に該当する者は、前項の規定によって提出すべき申告書に当該不動産の取得に対して不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添えなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>第17条から第19条まで 削除</p> <p>(不動産の取得に係る申告又は報告の義務)</p> <p>第38条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事に提出しなければならない。ただし、<u>法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及び法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)</u>若しくは第73条の27の6第2項又は法附則第11条の4第5項若しくは第7項において読み替えて準用する法第73条の25第1項の規定による申告をする者は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の納期限までに、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めたときは、当該期間内に提出することを要しない。</p> <p>3 法第73条の4から法第73条の7までの規定に該当する者は、第1項の規定により提出すべき申告書に当該不動産の取得に対して不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添えなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県条例第38条の規定は、平成30年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第36号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例(昭和39年宮崎県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(地方活力向上地域における県税の不均一課税)</p> <p>第7条 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。</p> <p>(1) 事業税であって、平成27年10月8日から平成30年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を設置し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課す</p>	<p>(地方活力向上地域における県税の不均一課税)</p> <p>第7条 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。</p> <p>(1) 事業税であって、平成27年10月8日から平成32年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を設置し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課す</p>

<p>る事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から平成30年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を設置し、又は増設したもの（次号において「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの 100分の 0.4（土地については 100分の 0.3）</p> <p>(3) [略]</p>	<p>る事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から平成32年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を設置し、又は増設したもの（次号において「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの 100分の 0.4（土地については 100分の 0.3）</p> <p>(3) [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第37号

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年宮崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号のビラ（<u>宮崎県知事の選挙の場合に限る。</u>以下「ビラ」という。）の作成並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（宮崎県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下これらを「告知用ポスター等」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第7条 宮崎県知事の選挙における候補者は、第10条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 県は、<u>宮崎県知事の選挙における候補者</u>（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（宮崎県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下これらを「告知用ポスター等」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第</p>

当該候補者を通じて、法第 142条第 1 項第 3 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) [略]

(ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第 7 条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者 1 人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数 (当該作成枚数が法第 142条第 1 項第 3 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。

142条第 1 項第 3 号又は第 4 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) [略]

(ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第 7 条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者 1 人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数 (当該作成枚数が法第 142条第 1 項第 3 号又は第 4 号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第38号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例 (平成11年宮崎県条例第40号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第 2 条関係)		別表 (第 2 条関係)	
事	市 町 村	事	市 町 村
[略]		[略]	
10 医療法 (昭和23年法律第 205号) による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例 (平成24年宮崎県条例第52号) に基づく事務 (1)~(15) [略] (16) 第16条ただし書の規定による医師の宿直免除の許可に関すること。 (17)~(33) [略]	[略]	10 医療法 (昭和23年法律第 205号) による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例 (平成24年宮崎県条例第52号) に基づく事務 (1)~(15) [略] (16)~(32) [略]	[略]
[略]		[略]	
12 医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) 第 4 章第 1 節の規定による病院の診療用放射線に係る届出の受理に関する事務	[略]	12 医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) による次の事務 (1) 第 9 条の15の 2 の規定による医師が速やかに診療を行う体制の確保の承認に関すること。 (2) 第 4 章第 1 節の規定による病院の診療用放射線に係る届出の受理に関すること。	[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第39号

病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第 205号。以下「法」という。）第7条の2第4項及び第5項、第18条並びに第21条の規定に基づき、病床数の補正並びに病院又は診療所の人員及び施設の基準を定めるものとする。</p> <p>(既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定による補正は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>の開設する病院若しくは診療所であって労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第 183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、0.05以下であるときは0）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数÷当該病床の利用者の数</p> <p>(2) <u>放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの</u>については、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。</p> <p>(3) <u>介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に 0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 前項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、<u>当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの</u>の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第 205号。以下「法」という。）第7条の2第4項、第18条<u>及び第21条</u>の規定に基づき、病床数の補正並びに病院又は診療所の人員及び施設の基準を定めるものとする。</p> <p>(既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定による補正は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>の開設する病院若しくは診療所であって労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第 183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、0.05以下であるときは0）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数÷当該病床の利用者の数</p> <p>(2) 放射線治療病室の病床については、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 前項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病院の病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは診療所の病床の種別の変更の許可の申請があった日前又は法第7条の2第3項の規定による命</p>

加若しくは病院の病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは診療所の病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前の直近の9月30日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

- 3 当該申請に係る病床数についての第1項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

(既存の病床数の基準)

第4条 法第7条の2第5項の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保健施設の入所定員数は、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

第5条・第6条 [略]

(病院の施設の基準)

第7条 法第21条第1項第12号の規定により病院が有しなければならない施設は、次のとおりとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設 (消毒施設を有する病院にあっては蒸気、ガス又は薬品を用いる方法その他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものとし、法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合にあっては当該業務に係る設備を除く。)

(2)～(4) [略]

(療養病床を有する診療所の人員の基準)

第8条 [略]

2 第6条第2項の規定は、前項の入院患者の数について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設の基準)

第9条 法第21条第2項第3号の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない施設は、第7条第2号から第4号までに掲げる施設とする。

附 則

(介護老人保健施設の入所定員に関する経過措置)

- 2 介護老人保健施設については、当分の間、第3条第1項第3号及び第4条の規定は適用しない。

令若しくは法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による要請 (以下この項において「命令等」という。) をしようとする日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前又は当該命令等をしようとする日前の直近の9月30日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

- 3 当該申請に係る病床数についての第1項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床の数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

第4条・第5条 [略]

(病院の施設の基準)

第6条 法第21条第1項第12号の規定により病院が有しなければならない施設は、次のとおりとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設 (消毒施設を有する病院にあっては蒸気、ガス又は薬品を用いる方法その他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものとし、法第15条の3第2項の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合にあっては当該業務に係る設備を除く。)

(2)～(4) [略]

(療養病床を有する診療所の人員の基準)

第7条 [略]

2 第5条第2項の規定は、前項の入院患者の数について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設の基準)

第8条 法第21条第2項第3号の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない施設は、第6条第2号から第4号までに掲げる施設とする。

附 則

(介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員に関する経過措置)

- 2 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第7条の2第3項の規定による命令若しくは法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数

3 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年3月31日までに、当該療養病床の転換（療養病床を廃止し、又は減少させて介護老人保健施設の開設又は入所定員の増加を行うことをいう。以下この項において同じ。）を行った介護老人保健施設の入所定員については、当該療養病床の転換後最初に法第30条の4第1項の規定により同条第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する事項を定めるまでの間に限り、前項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号及び第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは「入所定員数」とする。

（療養病床を有する病院の人員に関する経過措置）

4 療養病床を有する病院であって、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（以下「特定介護療養型医療施設」という。）であるもの又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員が第6条第1項第2号及び第3号に掲げる人員に満たないもの（以下この項において「特定病院」という。）の開設者が、平成24年6月30日までの間に、同年4月1日において特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合における当該病院が有しなければならない看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員については、平成30年3月31日までの間に限り、第6条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

（精神病床を有する病院の人員に関する経過措置）

5 精神病床を有する病院（医療法施行規則第43条の2に規定するものを除く。）については、当分の間、第6条第1項第2号に掲げる人員を、精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）から減じた数の看護補助者とすることができる。

（療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置）

6 療養病床を有する診療所が有しなければならない看護師、准看護師及び看護補助者の人員については、当分の間、第8条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を2をもって除した数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）とする。ただし、そのうち1人については看護師又は准看護師としなければならない。

（特定介護療養型医療施設である療養病床を有する診療所に関する経過措置）

を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

（療養病床を有する病院の人員に関する経過措置）

3 療養病床を有する病院であって、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（以下「特定介護療養型医療施設」という。）であるもの又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員が第5条第1項第2号及び第3号に掲げる人員に満たないもの（以下この項及び次項において「特定病院」という。）の開設者が、平成24年6月30日までの間に、同年4月1日において特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合における当該病院が有しなければならない看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員については、平成30年3月31日までの間に限り、第5条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

4 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

（精神病床を有する病院の人員に関する経過措置）

5 精神病床を有する病院（医療法施行規則第43条の2に規定するものを除く。）については、当分の間、第5条第1項第2号に掲げる人員を、精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）から減じた数の看護補助者とすることができる。

（療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置）

6 療養病床を有する診療所が有しなければならない看護師、准看護師及び看護補助者の人員については、当分の間、第7条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を2をもって除した数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）とする。ただし、そのうち1人については看護師又は准看護師としなければならない。

（特定介護療養型医療施設である療養病床を有する診療所に関する経過措置）

る経過措置)

7 療養病床を有する診療所であって、特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員がそれぞれ第8条第1項第1号及び第2号に掲げる人員に満たないもの（以下この項において「特定診療所」という。）の開設者が、平成24年6月30日までの間に、同年4月1日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における当該診療所が有さなければならない看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員については、平成30年3月31日までの間に限り、第8条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

8 前項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であって、特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師、准看護師及び看護補助者の人員が附則第6項に規定する人員に満たないもの（以下この項において「特定診療所」という。）の開設者が、平成24年6月30日までの間に、同年4月1日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における当該診療所が有しなければならない看護師、准看護師及び看護補助者の人員については、平成30年3月31日までの間に限り、同項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を3をもって除した数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）とする。ただし、そのうち1人については看護師又は准看護師としなければならない。

る経過措置)

7 療養病床を有する診療所であって、特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員がそれぞれ第7条第1項第1号及び第2号に掲げる人員に満たないもの（以下この項及び次項において「特定診療所」という。）の開設者が、平成24年6月30日までの間に、同年4月1日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における当該診療所が有さなければならない看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員については、平成30年3月31日までの間に限り、第7条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

8 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

9 附則第7項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であって、特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師、准看護師及び看護補助者の人員が附則第6項に規定する人員に満たないもの（以下この項及び次項において「特定診療所」という。）の開設者が、平成24年6月30日までの間に、同年4月1日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における当該診療所が有しなければならない看護師、准看護師及び看護補助者の人員については、平成30年3月31日までの間に限り、同項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を3をもって除した数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）とする。ただし、そのうち1人については看護師又は准看護師としなければならない。

10 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第40号

宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例

宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(禁止地域等)</p> <p>第8条 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区</p> <p>(1)の2～(18) [略]</p>	<p>(禁止地域等)</p> <p>第8条 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、<u>田園住居地域</u>、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区</p> <p>(1)の2～(18) [略]</p>

<p>第21条 削除 (管理義務)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、法第10条第2項第3号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人（第35条第1項第1号において「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者でなければならない。</p> <p>(管理者の届出等)</p> <p>第28条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、第22条第2項の規定により当該広告物等を管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。当該広告物等を管理する者を変更したときも、同様とする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(管理義務)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、法第10条第2項第3号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者でなければならない。</p> <p>(点検)</p> <p>第22条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者は、当該広告物等の本体、接合部分、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</p> <p>2 規則で定める広告物等については、前項の規定による点検は、登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者に行わせなければならない。</p> <p>3 この条例の規定による許可を受けた広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者は、当該許可の更新の申請を行う場合には、第1項の規定による点検の結果を知事に報告するものとする。</p> <p>(管理者の届出等)</p> <p>第28条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、第21条第2項の規定により当該広告物等を管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。当該広告物等を管理する者を変更したときも、同様とする。</p> <p>2～4 [略]</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第41号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
料 金 等	単 位	金 額	料 金 等	単 位	金 額
[略]			[略]		
2 非紹介患者 初診加算料	1件につき	2,700円を超えない範囲内において管理者が定める額	2 初診加算料	1件につき	5,000円を超えない範囲内において管理者が定める額
3～5 [略]			3 再診加算料	1件につき	2,500円を超えない範囲内において管理者が定める額
6 第1号から 第5号までに 掲げるものの ほか、病院を 利用する場合 の料金等	[略]		4～6 [略]		
			7 第1号から 第6号までに 掲げるものの ほか、病院を 利用する場合 の料金等	[略]	

備考

非紹介患者初診加算料は、他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急やむを得ない事情があると管理者が認める場合に受ける初診については、徴収しない。

備考

- 1 初診加算料は、他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情があると管理者が認める場合に受ける初診については、徴収しない。
- 2 再診加算料は、他の病院（病床数が 200未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情があると管理者が認める場合に受ける再診については、徴収しない。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

